

墨田区消費者ニュース

平成29年3月発行 第124号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部生活経済課消費者・勤労福祉係)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



都市ガスの小売全面自由化の注意点！

4月から都市ガスの契約は複数の事業者から選択することが可能になります。その際の注意点についてご紹介します。

ガス小売全面自由化

本年4月1日
スタート

平成29年3月作成

全ての方へ 「ガスが自由化するので…」から始まる勧誘の

注意すべき3つのポイント

注意①

便乗した機器の勧誘

ガスが自由化するので、お使いの**ガスコンロを**変える必要があります…

都市ガスから、別の都市ガス会社への切替えの場合、**ガス器具の取替えは必要ありません**

ガスコンロ
ガス暖房機
ガス給湯器



①①

注意②

個人情報の提供

ガスが自由化するので、**アンケートの回答が必要**です…

個人情報を聞かれた場合は、**目的と事業者名を確認**しましょう

アンケートを依頼されたりガス代を聞かれたりした場合には、**目的と事業者名、連絡先を確認し、不審な場合は情報を伝えない**ようにしましょう。

ガス代はいくらですか？

目的は？
社名は？
連絡先は？
本当に代理店？

注意③

契約はあわてないで

ガスが自由化するので、**4月までに全ての方が、契約先を変更する必要があります**…

しっかり
検討しましょう

4月
1日

- 切替えの契約をしない場合は、**現在のガス会社との契約が継続**します。
- 現在LPガスを御使用の方は、**制度の変更はありません**。

訪問販売・電話勧誘販売で申込みをした場合、**8日以内であればクーリング・オフ**ができます
(法定書面を受け取った日から起算して8日以内)

ガス小売自由化について知りたいときは

経済産業省
消費者向け
Q&A

ガス小売全面自由化消費向けQ&A 検索
http://www.emsc.meti.go.jp/info/session/pdf/28_1109_gasQA.pdf

電力・ガス取引
監視等委員会
相談窓口

03-3501-5725
電話受付 9:30~12:00
時間 13:00~18:30
(土日祝日、年末年始を除く)

小売供給契約を締結する際のトラブルなど

契約トラブルやクーリング・オフ等の相談

消費者ホットライン

188

電話番号3桁を押してください。お近くの消費生活センターなどを御案内します。

説明と契約内容が違う気がする…

クーリング・オフの仕方を教えて

クレジットカードに入会したら “リボ払い専用”カードだった！

【相談事例】

量販店で「クレジットカードを作ればポイントが付いて、今すぐ買い物に使える。」と声をかけられたので、その場で申込書に必要事項を記入し、入会した。

数か月後にウェブで利用明細を確認したところ、リボルビング払い（リボ払い）になっており、手数料がかかっていた。

リボ払い専用クレジットカードだったようだが、申込み時には分からなかった。

【アドバイス】

リボ払いとは、毎月あらかじめ指定した一定の額を返済する支払い方法です。

毎月の返済額が一定のため返済の計画を立てやすい反面、支払い期間が長期化し、手数料が多額になることもあるので注意が必要です。

入会するクレジットカードが「リボ払い専用」であるか分かりにくい場合もあるので、事前に申込書をよく確認することが重要です。通常のクレジットカードでもリボ払いが選択できるので注意しましょう。

また、最近はクレジットカードの利用明細をウェブで確認することもできるので、毎月きちんと利用明細を確認するようにしましょう。

すみだ消費者センター相談室



■相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス西北部ルート「すみだ女性センター」前

